

# 離婚届

## 離婚届の記載例

### 住所

- ・離婚届と同時に住所変更し、平日開庁時間内に届出の場合は、新しい住所を記入
- ・休日・夜間窓口は、住所変更の受付ができないので、後日住民異動届の手続が必要
- ・転入は、転出証明書が必要

### 証人

協議離婚の場合は成人2名の証人が必要  
(裁判離婚は不要)

窓口へ提出する日を記入

太枠内を記入してください。  
消せるボールペンで書かなくてください。

令和〇年6月1日届出  
午前 時 分 午後 時 分 受理  
第 号  
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通

(1) 氏名	夫 <b>高松 太郎</b>	妻 <b>高松 花子</b>
生年月日	昭和9年12月1日	昭和10年1月10日
住所	香川県高松市番町1丁目8番15-10号 松ハイツ	香川県高松市木太町3480番地2
本籍	香川県高松市円座町	1622番地2
父母及び養父母の氏名	父 <b>高松 一郎</b> 母 <b>高松 一子</b>	父 <b>香川 太郎</b> 母 <b>香川 和子</b>
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和合 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫が親権 <b>高松 一男</b>	妻が親権 <b>高松 次男、高松 次子</b>
同居の期間	昭和元年6月から	昭和4年4月まで
別居する前の住所	香川県高松市番町1丁目8番15-10号 松ハイツ	
別居する前の世帯のおもな仕事	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 <b>高松 太郎</b>	妻 <b>高松 花子</b>
届出人署名(※押印は任意)	高松 太郎	高松 花子
事件簿番号	届間連絡のとれる電話番号 <b>080 1111 1111</b>	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	三木 三郎	三木 三子
生年月日	昭和28年1月15日	昭和30年3月3日	
住所	香川県高松市紺屋町10番地4	香川県高松市紺屋町10番地4	
本籍	香川県高松市紺屋町10番地4	香川県高松市川島本町191番地10	

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届)

**離婚の種別** 裁判離婚は、調書等で日付を確認し記入

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- ・面会交流について取決めをしている。
- ・まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られ)

- ・養育費の分担について取決めをしている。
- ・取決め方法:(公正証書 それ以外)
- ・まだ決めていない。

必要な経費、教育費、医療費など。

**未成年の子がいる場合**

面会交流・養育費の分担及びその取決め方法についてチェック

**婚姻前の氏にもどる者の本籍**

- ・婚姻により姓が変わった方にチェックし、離婚後の本籍を記入
- ・新戸籍をつくる場合、筆頭者の氏名は婚姻前の姓で記入
- ・婚姻前の戸籍に戻る場合、もとの戸籍が「除籍」の場合は戻れません。
- ・離婚前の姓を称する場合は、記入不要  
⇒ただし、「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出

**未成年の子の氏名**

どちらが親権を行うか、全員の子の氏名を記入

**夫婦の職業**

国勢調査の年のみ記入

**連絡先**

昼間連絡がとれる電話番号を記入

署名は必ず本人が氏名を自署してください。

印は各自別々の印を押してください。

※届出人の印と本人が確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

※住所の変更については別途手続きしていただく必要があります。

※届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

(R4.4.1)